

スウェーデン君主制憲法における王位継承制度 —選挙君主制か、世襲君主制か—

下 條 芳 明

1. 現代民主主義憲法における王位世襲制の意義

現行の一九七四年スウェーデン君主制憲法は、現代の君主制憲法のうちでも、国王の権能を最も制限している点に際立った特色がある。憲法（政体書）の基本原則である国民主権と議会制民主主義（第一章第一条）の下で、国王に与えられた国政上の役割とは、国政に関する情報を得る権能（第五章第一条），内閣総理大臣の親任式のために開催される特別閣議の主宰（第六章第四条第一項），通常国会での開会宣言（国会法第一章第六条），外交諮問委員会の主宰（第一〇章第七条第二項）といった内政上の形式的・儀礼的権能と，国際法に従い行われる，外交使節の接受，信任状の認証，外国親善訪問および外国元首の接遇といった外交上の代表的権能の行使に過ぎない。

しかし、このようにきわめて限定的な権能しか認めていないにもかかわらず、憲法は、国王の地位については、統治機構上政府から完全に分離した上で、国家元首(statschefen)として位置付ける（第一章第五条）。しかも、公権的な憲法解釈書や一般な憲法学説によれば、国家元首としての国王は、「国民統合の代表者、かつ国家全体の象徴(symbol för landet)」という性格付けが一般的理解である。まさに、ここには、一九世紀以来の立憲君主制憲法とは大きく異なる構造を持つ象徴君主制憲法、しかもその極限形態が提示されている。

現代スウェーデンにおける象徴君主制憲法の登場は、何よりも、フランス革命以来の近・現代憲法史の過程において、君主制の存在が民主主義の原理と対立関係にあった時代はすでに終焉を迎え、むしろ君主制と民主主義が共存・親和の関係に入りつつあることを指示するものだといえよう。この意味において、象徴君主制憲法（さらには、象徴天皇制憲法）をめぐる考察は、社会的・経済的に繁栄し、成熟を遂げてきた現代民主主義国家の下で、伝統的な君主制が憲法政治上どのような役割を担い、また、どのような可能性を持っているのかを見出す重要な学問的契機になるはずである。このような問題関心に基づき、筆者はこれまでの研究において、スウェーデン国王の国家元首としての地位と権能を具体的に考察するとともに、一九七四年のスウェーデン象徴君主制憲法の憲法政治史的位置付け

を検討してきた（この点、拙稿「スウェーデン憲法における象徴的国家元首制」『現代における憲法問題の諸相』[国書刊行会、平成六年]二九九頁以下。拙稿「スウェーデン象徴君主制憲法の成立と構造」憲法学会編『憲法研究』第二七号〔平成七年五月〕一頁以下、など参照）。

それでは、今日のスウェーデン象徴君主制憲法体制では、本来は民主主義の原理とは矛盾・対立すると指摘されてきた王位世襲制は、国家基本法上、いったいどのような形態をとって維持されているのだろうか。本稿では、中世以来のスウェーデン憲法政治史を溯り、選挙君主制の中世的伝統との対比において絶対王制確立期に成立した世襲君主制の歴史的沿革を探り、次に、一八一〇年に制定された現行の王位継承法の構造と歴史的変遷を分析し、そこでの王位世襲制の特徴を明らかにすることにより、現代民主主義国家における王位継承制の在り方について検討してみたい。

2. 中世スウェーデンにおける選挙君主制の展開

中世ヨーロッパでは、イングランド、フランス、ドイツ(神聖ローマ帝国)、ハンガリー、ポーランドといった国々に見られるように、新しい国王を有力な聖俗諸侯や貴族などの選挙の方式によって決定する選挙君主制が広く実施されていた⁽¹⁾。同様に、スウェーデン王国でも、世襲君主制の時代に先立ち、古くはヴァイキング王国の時代から絶対王制成立後の一五四四年までは、新しい国王の決定は選挙により選出するという選挙君主制の体制が定着していたことが知られる。今日でも、学説上、たとえば、H・ストレムボリィ(Håkan Strömberg)の見解によれば、こうした中世期における選挙君主制の歴史的経験を重視して、近代以降に確立された王位世襲制の原則はスウェーデン君主制の絶対的なメルクマールとは見なしてはいない⁽²⁾。

ここで中世以前からの長い伝統を持つスウェーデン選挙君主制の歴史を振り返っておこう。スウェーデンでは、すでに十一世紀前半以前のヴァイキング王国の時代に、国王選挙の慣行が一般に行われていたといわれる⁽³⁾。十三世紀始め頃までの中世初期のスウェーデンは、王国を形成していたとはいえ、それは自律的で独立的な傾向を強く持ついくつかのランド(land)が、唯一の全国共通の制度である国王を要として、穏やかな国家的な統合体を維持していた⁽⁴⁾。

十三世紀前半に制定された地方法の一つである古ヴェステルヨートランド法は、「スヴェア人(svea)は、国王を王位に就け、かつ退位させる権利を持つ」⁽⁵⁾と定めて、この時期の

スウェーデン王国では選挙君主制体制が確立されていたことを確認している。同法によれば、新国王は、ウプサラの南にある「モーラの石 (Mora Sten)」に集会した各地域からの自由民により、通例は、前国王の王子の中から選挙により選出された⁽⁶⁾。そこにおいて選挙された国王は、その後、「聖者エーリクの道 (Eriksgata)」と呼ばれる全国各地を巡回する旅行を挙行して、各ランド (land) の民会「ティング (thing)」において、王位就任の承認を得るとともに忠誠の誓いを受けたのだった⁽⁷⁾。

一三五〇年頃、マグヌス・エーリックソン王 (Magnus Eriksson, 在位一三一九—一三六五) は、従来からの地方法を統合して、スウェーデン最初の全国法典である「一般ランド法 (allmänna landslagen)」を制定した。「一般ランド法」のうちで王国統治の基本原則を掲げた「国王法典 (konungabalken)」によれば、スウェーデン王国の国制について「選挙王国 (valrike)」であることを明確にし、さらに、選挙により選出された国王は、その即位に先立ち、人々の前で法の遵守と国民の生命・身体・財産の保護について、次のように宣誓しなければならなかった。

「国王は、神と神聖なる教会を崇敬して、その権威を強化する。そのために、国王、王室およびスウェーデン国民の権利はいささかも損なわれることはない。国王は、正義と真実とを強化し尊重し、法とその権力によって悪意と虚偽と不法とを挫く。国王は、国民に対して忠実かつ誠実でなければならず、貧富を問わず、王国の法および法律の正当な手続によらなければ、国民の生命および身体を侵害することはない。国王は、法と正当な裁判の判決によらなければ、いかなる方法であれ、何人からもその財産を剝奪することはない。国王は、彼の王国スウェーデンを、古き慣習と古来の王国の法に従い、外国人とではなく、自國の人々の会議と協同することによって統治する⁽⁸⁾……。国王は、王国における各地方の人々の同意なしには、どんな新法も制定することはないし、新税を課すこともない⁽⁹⁾。」

こうした選挙君主制における国王宣誓制の趣旨とは、何よりも国王権力の行使が国王の恣意や専断を退けて、古来の慣習や法に従って行われるべきことを要請するものであることは明らかであろう。ここにおいて、この制度の思想的基盤として浮かび上がるのが、ゲルマン法の思想に起源を持ち、同時代のイギリスではすでに憲法上の支配的原則としての地位を占めようとしていた、中世的な「法の支配」の理念に他ならないだろう⁽¹⁰⁾。

3. スウェーデン世襲君主制の成立と選挙君主制の原理の復権

スウェーデン王国において世襲君主制の体制が確立されたのは、他のヨーロッパ君主制諸国と較べてみると比較的新しく、一五二三年に開闢したヴァーサ朝の初代国王グスタフ一世ヴァーサ (Gustav Vasa, 在位一五二三—一五六〇) の治世下においてである。国王グスタフ一世ヴァーサは、領土の拡張よりも内政の刷新に力を注ぎ、その強力な政治指導の下で、宗教改革、国家財政の確保、国軍の創設、行政組織の改革、産業の振興といった一連の中央集権化政策が実行された。

そして、一五四四年に、ヴェステルオースで開催された等族議会 (Västerås riksdag)において「王位継承協定 (arvförening)」が成立して、それに基づき王位継承者は男子長子相続制の原則に基づきヴァーサ王家の男系の相続者に限定するという王位世襲制が創設された⁽¹¹⁾。ここに事実上、伝統的な選挙君主制の國制は終焉を告げ、もはや従来のように即位の際の国王宣誓に拘束されることはない無制限の権限を持つ世襲的絶対君主制の体制が出現したかに見えた。

しかし、一五九四年に、ヨーハン三世 (在位一五六九—一五九二) の継承者シーギスムンドの即位の際には、彼がローマ・カトリックの信仰を持ちすでにポーランド国王でもあったという事情があったために、等族議会のルター派貴族のうちには反宗教改革に対する警戒と危惧の念が高まった⁽¹²⁾。そこで、等族議会の側は、シーギスムンドに対して国王即位の条件として、いわゆる「即位特許状 (konungsförsakrân)」を取り交わすことを要求した。この文書において、シーギスムンドは、国王就任後には、ルター派の信教の自由の確保と官職の独占、スウェーデン王国の国益擁護、宣戦・講和および同盟締結の際ににおける等族議会の承認の必要、国民の同意なければ新税の課税なし、といった事項を、国王統治の基本原則として忠実に遵守・履行することを約束しなければならなかった⁽¹³⁾。

このシーギスムンド三世 (在位一五九四—一五九九) の「即位特許状」の事例は、その後のスウェーデン国王が即位する際、重要な先例となった。これ以後においては、カール十二世 (在位一六九七—一七一八) の即位の場合を唯一の例外として、グスタフ三世 (在位一七七一—一七九二) までのスウェーデン国王はいずれも、即位に先立ち、必ず「即位特許状」を公布して、それに署名して在位中における王権の制限、国王の義務履行、さらには国民の権利・自由の保護を具体的に誓約しなければならなかった⁽¹⁴⁾。こうしてヴァイキング王国に淵源し、十四世紀半ばにマグネス・エーリックソン王の「一般ラント法」が

定めた選挙君主制および国王宣誓制の制度的伝統は、世襲君主制の時代に入っても、なお潰えることはなく受け継がれて、むしろ中世から絶対王制期にかけてスウェーデン憲法生活を大きく基礎付けることになった⁽¹⁵⁾。

また、等族議会は、一五四四年の世襲君主制の導入以降、一八〇九年にスウェーデン最初の王位継承法が国家基本法として制定されるまで、世襲君主の王位継承の条件を決定したさまざまな「王位継承協定」を議決している⁽¹⁶⁾。この間、三〇年戦争で戦死したグスタフ二世 (Gustav II Adolf, 在位一六一一一六三二) のただ一人の嗣子として即位したクリスティーナ女王 (Kristina, 在位一六三二一六五四) や、子供がないまま北方戦争の陣中で落命したカール十二世 (Karl XII, 在位一五九四一七二〇) の妹でありながら王位を継承したウルリカ・エレオノラ女王 (Ulrika Eleonora, 在位一七一九一七二〇) のように、女王による王位継承が行われる例も見受けられる。ただし、これらの事例はいずれも、他の直系の男子王位継承資格者が不在の場合に限られていた⁽¹⁷⁾。

4. 一八一〇年のスウェーデン王位継承法の成立

一八〇九年三月、スウェーデン陸軍将校によるクーデターが断行され、その成功により、それまでグスタフ三世 (Gustaf III Adolf, 在位一七七一一七九二) およびグスタフ四世 (Gustaf IV Adolf, 在位一七九二一八〇九) の二代にわたり続いたグスタフ朝絶対主義体制は打倒された。クーデター後における政変の過程で主導権を握った等族議会は、同年五月十日に、国王グスタフ四世を廃位に追い込み、次いで、議会内に憲法制定委員会 (konstitutionsutskottet) を設置し、新しい憲法草案の作成作業に着手した。二週間ほどの精力的な作業の結果、早くも六月初めには新憲法草案が完成した。等族議会本会議における短期間の審議を経て、六月六日に正式に成立したのが、立憲君主制の体制を定めた一八〇九年のスウェーデン憲法（政体書）である⁽¹⁸⁾。

一八〇九年憲法の第一条によれば、「スウェーデン王国は、国王がこれを統治し、王位継承法が定める相続順位に従って王位が継承される世襲王国 (arfrike) である」。また、第八五条では、「次に掲げるものは基本法 (grundlagar) とみなす。それは、この政体書 (regeringsform) と並び、国会法 (rikdagsordning), 王位継承法 (succesionsordning) および出版の自由法 (tryckfrihetsförordning) である」として、王位継承法が四つの国家基本法の一つを構成することを規定する。ところが、実際には、スウェーデン最初の王位継承法が等族議会において議決されたのは、新憲法が成立して半年後の一八〇九年一二月

一八日のことであった。

その間の経緯を辿るならば、グスタブ四世の廃位後、新国王となったのが、クーデター直後には摂政に擁立されていたグスタブ四世の叔父のカール公爵である。カール公爵は、六月六日、等族議会において、新憲法の遵守を誓約したうえで、カール十三世(Carl XIII, 在位一八〇九一一八一八)として王位に就いた。ところが、カール十三世には子供がいなかつたために、新政府や等族議会の指導者たちにとって、カール十三世の後継者を確保する問題の解決がにわかに重要な課題となつた⁽¹⁹⁾。

同年七月、等族議会は、デンマークのアウグステンベルグ家の公子であり、ノルウェー総督でもあったクリスチャン・アウグスト(Christian August, 一七六八一一八一〇)を王位継承者に選出した⁽²⁰⁾。一八〇九年十二月の王位継承法とは、クリスチャン・アウグストにスウェーデン国王として王位継承権が帰属することを確認したものであった⁽²¹⁾。一八一〇年一月にスウェーデンに到着したクリスチャン・アウグストは、カール十三世の養子となり、名前もカール・アウグスト(Carl August)と改めた。彼に対するスウェーデン国民一般の評判はきわめて高かったという⁽²²⁾。ところが、一八一〇年春、カール・アウグストが突然に病死してしまったため、王位継承者問題の解決は大きく頓挫したかに見えた。

だが、ここにおいて、スウェーデンの地方連隊の若き下士官であるカール・メルナー(Karl Otto Mörner)が、ナポレオン指揮下のフランス軍の将軍ジャン・バプティスト・ベルナドット(Jean Baptiste Bernadotte)を王位継承者として迎えるという大胆な構想を提案した。この構想は、やがて等族議会内で多くの支持者を獲得するに至り、その結果、一八一〇年八月二一日、等族議会はほぼ全会一致をもって、ベルナドットを正式なスウェーデンの王位継承者として選出した⁽²³⁾。

この決定を踏まえて、同年九月二六日に等族議会の議決と国王の裁可を得て成立したのが、一八一〇年の王位継承法である。この王位継承法は、他の三つの国家基本法と比べてもっとも短く、前文(Ingress)と本文九ヵ条から成る。

このうち前文では、カール十三世の崩御後には、ベルナドット将軍、すなわち正式な敬称によれば、「選出されたスウェーデン王国の皇太子、ポンテ・コルヴォのヨハン・バプティスト・ユーリー公殿下(Svea rikes utkorade kronprins, hans kungl. höghets, prins JOHAN BAPTIST JULII av Ponte Corvo)」が、スウェーデン王国の王位を継承すること、また、それ以降のスウェーデン王国の王位継承は、ベルナドットを始祖とする王家内の男系男子の相続者により行われることを宣言する。また、本文は、後に詳しく見るよう、長子相続制の原則、直系制の原則、男系主義の原則に基づき、ベルナドット王家内

における王位継承資格者の王位就任順序とその資格要件を明示する。

ベルナドットは、一八一〇年十月二〇日にスウェーデンに入国して、皇太子となるとともにカール・ヨハン (Carl Johan) と改名した⁽²⁴⁾。一八一八年にカール十三世が死去すると、彼はカール一四世ヨハン (Carl XIV Johan, 在位一八一八—一八四四) と称して王位を継承した。現在維持されているベルナドット王家が、ここに創始されたのである。

5. 第一次世界大戦期以降における王位継承法の改正経過

これまでに明らかなように、一八一〇年の王位継承法は、グスタフ王朝による絶対君主制からベルナドット王朝による立憲君主制への移行という、スウェーデン憲法政治史における重大な転換期に成立したものであった。一八〇九年憲法の下で立憲君主制の体制を構築するには、スウェーデン王国の立憲君主にふさわしい国王の擁立と王家の創設が不可欠の課題であり、そうした憲法政治上の要請に応えようとしたのが、一八一〇年における王位継承法制定に他ならなかった。

ところで、一八一〇年の王位継承法は、一八〇九年の軍部クーデター後の慌ただしく変動する政治過程の中で誕生したにもかかわらず、その後は、ほぼ一世紀以上の間、まったく改正されることとなかった。だが、ようやく第一次世界大戦後になり、一九二一年と一九三七年の二次にわたり、一八一〇年の王位継承法に若干の部分改正が施された。

一九二一年の王位継承法改正は、その第七条が定める王族の外国旅行の条件に関する規定を対象とした。第七条の旧規定によれば、王族が外国旅行を行う場合には、国王の了解と同意 (vetskap och samtycke) を必要とするのは、広く王子および王女にまで及んでいた。だが、このときの改正により、その対象が「第一王位継承資格者 (tronföljaren)」、すなわち皇太子だけに限定されることになった⁽²⁵⁾。

一九三七年には、王子および王女の結婚条件を定めた第五条および第六条に改正が施された。この結果、王子の結婚には、政府の意見を徵したうえでの国王の同意が必要となり、王女の結婚には、国王の了解と同意が必要となった。このため、王子および王女は、それ以前のように、自由に一般の外国人と結婚することは許されなくなった⁽²⁶⁾。

一九七四年二月二八日、一九五四年以来の二十年間にもわたる憲法改正作業の成果を踏まえて、一八〇九年の立憲君主制憲法に全部改正が実施された結果、内容的にもまったく新しいスウェーデン象徴君主制憲法 (新政体書) が誕生した⁽²⁷⁾。新憲法第一章第三条では、「政体書、王位継承法、出版の自由法に関する法律および表現の自由に関する法律は、ス

「ウェーデン王国の国家基本法である」と定め、旧政体書の場合と同様に、王位継承法には、憲法（政体書）や出版の自由法とならぶ国家基本法の地位を与えていた。このため王位継承法を改正するためには、憲法第八章第一五条の国家基本法の改正手続に従い、総選挙を挟んだ二度の国会の議決を経ることが必要である。

ところで、こうして一九七四年憲法体制は発足したけれども、その形成にともない一八一〇年の王位継承法自体には根本的な改革が行われることはなかった。ただ、このとき王位継承法に対する唯一の改正として実施されたのが、旧一八〇九年憲法の第四二条および第九四条の趣旨に従い、王家断絶の場合における国会による措置を定めていたその第九条の削除である⁽²⁸⁾。これによって、国王の死亡や退位、または王位継承資格を有する王子の不在によって現王家が廃絶となる場合には、新しい王家を選出できる、という国会の職務は廃止となった。

ここで注目しておきたいのは、一九七四年の段階では憲法改革の具体的な成果として陽の目を見ることがなかったが、じつは新憲法草案の作成・審議段階では、王位継承制の改革問題が、とりわけ女子にも王位継承資格を認める女子王位継承制の導入の是非をめぐって、主要政党間において相当に活発な論議の対象となっていたことである⁽²⁹⁾。

戦間期以来長きにわたり政権党の座にあったスウェーデン社会民主党は、一九一一年以来、党綱領において共和制の採用を掲げていた。そのことが端的に示すように、社会民主党や左派共産党などの社会主義政党のうちには、将来の政体選択の課題に対して共和制への移行を主張する見解がきわめて根強かった⁽³⁰⁾。とくに、一九六六年一月十日、社会民主党の議員三四名がいわゆる「共和制動議」を国会に提出し、そこにおいて伝統的な君主制の統治形態を大統領制による共和制へと変革する可能性について、審議会を設置して調査することを要求した⁽³¹⁾。

これに対して、保守および中道政党の側は、君主制の存続を確保しようとする意図に基づき、王位継承者を男系の男子に限定する従来の王位継承制を改革し、女子による王位継承も認めるべきであるという見解を強く主張した。一九七三年三月に政府による新憲法草案が国会に提出されると、左派共産党は共和制への移行を求める動議を提出したが、これに対して稳健統一党は女子王位継承制の導入を提案する動議を提出した⁽³²⁾。しかし、結局、これら両党の動議はともに否決されている。

ところが、一九七四年憲法の成立後になり、国会では、女子王位継承制の導入問題が、王位継承制改革の課題として再びにわかつて論議の焦点となつた。一九七五年に、この問題に関する調査を要求する国会動議が可決され、それに基づき県知事である I・リンデエル

(Ingvar Lindell) を委員長とする審議会が設置された⁽³³⁾。

一九七七年、同審議会は、女子王位継承制の採用に積極的な方向付けを示す報告書を政府に提出した。政府は、さっそくこれに基づき王位継承法改正案を作成し、国会に提出した。同改正案は、憲法が定める国家基本法の改正手続に従い、一九七八年と一九七九年における二度の国会の議決を経て採択された⁽³⁴⁾。こうして、一九八〇年一月一日より、新しく女子王位継承制を内容とする王位継承法が施行された。なお、後に見るように、一九七九年には、女子王位継承制の導入にともない、一九七四年憲法の国家元首制規定にも大幅な部分改正が施されて、女王制度の採用が確認された。

以上に明らかなように、現行のスウェーデン王位継承法が制定されたのは、はるか一八〇九年に遡る。王位継承法の前文は、その制定時以来、なんら変更はないが、本文には、一九二一年、一九三七年、一九七四年および一九七九年の四次にわたり部分改正が実施されたために、内容上かなり大幅な変更を被っている。しかも、一九七四年の部分改正では第九条が、また、一九七九年の部分改正では第三条および第六条が削除されたため、制定時には九ヵ条から構成されていた本文のうち、現在、実質的に機能しているのは六ヵ条だけである。

とりわけ、一九七九年の改正によって女子にも王位継承資格を認める女子王位継承制を導入したことは、従来の王位継承制の秩序全体に重大な変革をもたらすかのように見えた。次には、一九七九年の改正後における王位継承法の規定に従い、現代スウェーデンにおける女子王位継承制の内容と特色を探ってみよう。

6. 一九七九年改正王位継承法における「女系同等王位継承制」の採用

一八一〇年に制定されたスウェーデンの王位継承法は、今日でも、一八一八年に創始されたベルナドット王家の王族を対象として、同王家における王位継承資格者の王位就任順序とその資格要件を定める。これまで、ベルナドット王家は、初代カール十四世ヨハンに始まり、オスカル一世 (Oscar I, 在位一八四四一一八五九), カール十五世 (Karl XV, 在位一八五九一一八七二), オスカル二世 (Oscar II, 在位一八七二一一九〇七), グスタフ五世 (Gustav V Adolf, 在位一九〇七一一九五〇), グスタフ六世 (Gustav VI Adolf, 在位一九五〇一一九七三), そして、現国王のカール十六世グスタフ (Karl XVI Gustav, 在位一九七三—現在) まで、七代の国王により受け継がれてきた⁽³⁵⁾。

この間、スウェーデン国王の王位継承は、王位継承法が示す伝統的な王位継承権に関する

る二つの基本原則に基づき行われてきた。第一の原則とは、(1)国王に複数の子供がいる場合には、つねに最年長者が優先して王位継承権を取得するという「長子相続制の原則 (primogeniturprincipen)」であり、また、第二の原則とは、(2)国王の年長者の子供およびその子孫が、年少の子供およびその子孫に優先して王位継承権を取得するという「直系制の原則 (linealprincipen)」である⁽³⁶⁾。

一九七九年の改正が実施される以前の王位継承法第一条の旧規定は、この二つの基本原則に基づき、ベルナドット王家初代国王であるカール十四世ヨハンの男系男子の相続人にのみに王位継承権を認める旨を明らかにしていた。すなわち、旧第一条は次のように定めていた。「(後に国王カール十四世ヨハンとなる) ヨハン・パプティスト・ユリー皇太子殿下は結婚されており、すでに男子の相続人に恵まれておられる……ので、殿下の長男が王国の統治を継承するものとし、また、殿下の長男の後には、その男系の子孫たちが、直系卑属のうち、王家の長からみて最近親の順に、これを継承するものとする。長男の家系に男系の継承者が絶えた場合には、長男殿下の次男が王国の統治を継承するものとし、また、殿下の次男の後には、その男系の子孫たちが長男の家系に関して先に定めたのと同じ順序、すなわち、直系卑属のうち、王家の長からみて最近親の順にこれを継承するものとする。
……」

これに対して、一九七九年の王位継承法の大幅な部分改正により、こうした従来の男系男子の相続人による王位継承制が改められて、女子の相続人による王位継承も認めるに至った。だが、ここで留意しておくべきことは、この改正によっても、スウェーデンの王位継承制における伝統的な基本原則である「長子相続制の原則」および「直系制の原則」は、依然として維持されていることである。すなわち、王位継承法第一条の新規定によれば、「スウェーデンの王位継承権は、皇太子ヨハン・パプティスト・ユリウスすなわち後のカール十四世の子孫たるカール十六世グスタフの男子および女子の子孫が、スウェーデンの王位継承権を有する。年長の兄弟姉妹および彼らの子孫は、王位継承順位において、年少の兄弟姉妹およびその子孫が優先する」。

現代ヨーロッパ君主制諸国における王位継承制の動向を見ると、とくに最近では、男子だけではなく女子相続人にも王位継承権を認める傾向が顕著である。この問題に関して、スウェーデンの憲法学者E.ホルムベリィ (Erik Holmberg) とN.スティヤンクヴィスト (Nils Stjernquist) は、女系主義との関連で王位継承制を次の三つの類型に区分している。

(1) 「男系王位継承制 (agnatisk tronförlädsordning)」

もっぱら男系主義の原則を堅持し、男系の男子にのみに王位継承権を認める。かつての

ベルギーやノルウェー、今日のリヒテンシュタイン公国の場合が該当する⁽³⁷⁾。

(2) 「男系優位の女系王位継承制 (kognatisk tronförljdsordning)」

男子相続人の王位継承権が原則的に優先しており、女子相続人に王位継承資格が認められるのは、男子の推定相続人が不在の場合だけに限定される。イギリス、スペイン、デンマーク、ルクセンブルク、およびかつてのオランダが採用する女子王位継承制は、この類型に該当する⁽³⁸⁾

(3) 「女系同等王位継承制 (fullt kognatisk tronförljdsordning)」

女系主義の原則を推し進めつつも、長系主義の原則はなお堅持することにより、性別にかかわらず、国王の第一子が年少者の子供に優先して王位を継承する⁽³⁹⁾。スウェーデンは、一九八〇年以来、この型の王位継承制を他のヨーロッパ君主制諸国に先駆けて採用してきたが、オランダでは一九八三年に、ノルウェーでは一九九〇年に、また、ベルギーでは一九九三年に、それぞれ憲法改正を実施して「女系同等王位継承制」に移行している。

ところで、スウェーデンでは、こうして一九七九年に女子王位継承制を導入したことにもない、同年における憲法および王位継承法の大幅な部分改正では、新しく「女王」規定が盛り込まれ、女王制度の設置が確認された。王位継承法第二条の新規定は、「この王位継承法において国王に関して定めることは、女王が国家元首であるときには、女王に適用する」と改められた。さらに、憲法第一章第五条における国家元首制に関する規定は、従来の「国王は、国家元首である」という規定から、「王位継承法に従って、スウェーデンの王位を有する国王または女王は国家元首である。女王が国家元首であるときには、この憲法において国王に関して定めたものは、女王に適用する」という内容に変更された。

もともと改正前の王位継承法では、「女王 (drottning)」という称号は、国王の配偶者 (konungens gemål)，つまり「王妃」のことを示すために用いられていた。王位継承法第二条の旧規定は、この用法に従い、胎中王子に関して定めていた。いわく、「スウェーデン国王が崩御されたとき、国王の男系の相続人が不在でありながら、幸いにしてその王妃 (drottning) が妊娠されている場合には、政体書第四一条および第九三条が定める方法と条件に従い、摂政または国務院が……国王の権力と権威をもって統治を行う。王妃が男子を出産した場合には、政体書第九三条に定められている摂政を任命しなければならない。王妃が女子を出産した場合には、王族のうち、王位継承法の第一条に従い相続順位において最近親である者が、国王に就任し王国の統治を受け継ぐ」。しかし、一九七九年に女王制度を創設したことにより、「女王」という用語は、法的には、国王の配偶者ではなく、文字通り「女性の君主 (kvinnlig monarch)」のことを意味するようになった⁽⁴⁰⁾。

実際には、王位継承法第一条の新規定により、次代には、現国王カール十六世グスタフの長女であるヴィクトリア第一王女 (kronprinsessan Victoria, 一九七七年七月一四日生まれ)が、女王として優先的に王位を継承するはずである。一方、現国王の長男であるカール・フィリップ王子 (prins Carl Philip, 一九七九年五月一三日生まれ) および次女であるマデリーン王女 (prinsessan Madeleine, 一九八二年六月一〇日生まれ) は、第二順位および第三順位の王位継承資格者として王位継承権を保持する⁽⁴¹⁾。

なお、王位継承法の同規定は、王位の継承者を現国王カール十六世の直系の男子および女子の子孫に限定している。だが、一九七九年に憲法に追加された経過規定 (Övergångsbestämmelser) により、前国王グスタフ六世の第四子であり現国王の叔父であるバーティル王子 (prins Bertil, 一九一二年二月二八日生まれ) にも、カール十六世およびその子孫たちに続く順位における王位継承資格者としての地位が認められている。⁽⁴²⁾

1. 王位継承資格者の資格要件

現行の王位継承法では、「王子 (prins)」および「王女 (prinsessan)」の称号は、前文を別にすれば、王位継承資格者の資格要件を定めた三条項、すなわち、第四条（王位継承資格者の信仰・養育）、第五条（王位継承資格者の結婚）および第八条（王位継承資格者の外国の統治者への就任）のうちに見出すことができる。一般に、王位継承法における「王子」および「王女」という用語は、国王の子供に限らず、広く王位継承資格を有するベルナドット王家の成員のことを意味すると解釈されている⁽⁴³⁾。

これに対して、「皇太子 (kronprins)」および「第一王女 (kronprinsessa)」という称号は、憲法および王位継承法には使用されていないが、慣行上、国王から見て直系の最近親の王位継承資格者を指して呼ぶ⁽⁴⁴⁾。さらに、王位継承法の第七条には、「第一王位継承資格者 (tronföljaren)」という用語が認められるが、これは「皇太子」あるいは「第一王女」のように王位にもっとも近い位置にある王位継承資格者を示すために用いられる⁽⁴⁵⁾。

王位継承法は、先に挙げた王位継承資格者の資格要件を定めた三条項のうちで、王位継承資格を有する王子あるいは王女は、次の三つの理由により、本人およびその子孫が王位継承権を喪失することを明らかにする。

(1) 王子あるいは王女が、国教であるルター派福音教会の教義から離脱したとき。

スウェーデンでは国教制度が採用されており、ルター派福音教会が国教会である。今日でも、国民の九〇%以上が国教会に属し、国王は国教会の首長としての地位にある⁽⁴⁶⁾。王

位継承法の第四条は、「一八〇九年政体書における第二条が、国王はつねに永遠のアウグスブルグ信仰告白（oförändrade Augsburgiska bekännelsen）並びに一五九三年のウプサラ宗教会議の決議（Uppsala mötes beslut）において採択され宣言された純福音教会の教義（rena evangeliska läran）を信仰すべきことを明確に定めているように、王家の王子および王女は、同教義の下に王国内において養育されなければならない。同教義を信仰しない王家の一員は、あらゆる王位継承権から排除される」と定める。

これによれば、国教会の首長である国王がルター派福音教会の教義を信仰していることに倣い、王位継承資格者である王子および王女もルター派福音教会の教義を信仰しなければならず、その養育は同教会の教義に従い行われなければならない。もっとも、福音教会の教義への信仰は、王位継承資格を持たない王族にまで義務づけられるものではない⁽⁴⁷⁾。

(2) 王子あるいは王女が、国王の要請に基づく政府の同意なしに結婚を行ったとき。

王位継承法の第五条は、王子および王女の結婚の際に課される王位継承権維持の条件を示す。同条によれば、「王家の王子および王女は、それに対して政府が国王の要請(hemställan)に基づき同意(samtycke)を与えなければ、結婚することはできない。それにもかかわらず、そのような結婚が行われたときには、王子あるいは王女は、みずから自身、さらには、その子供および子孫が保持するこの国における相続権を喪失する」。

王位継承資格者である王子および王女の結婚は、ベルナドット王家の私的行事にとどまらず、国家基本法上の業務であり、政府の統治事項の一つである⁽⁴⁸⁾。もっとも、王位継承法には、国王（あるいは、女王）の結婚の条件に関する規定はどこにも見出すことはできない。

(3) 王子あるいは王女が、国王および国会の同意なく、外国の統治者に就任したとき。

王位継承法の第八条によれば、「王家の王子および王女は、国王および国会の同意なくしては、選出によるのであれ婚姻によるのであれ、外国の統治者(regent)になることはできない。もし、そのようなことが行われた場合には、当該の王子あるいは王女ならびに、その子孫は、スウェーデン王位を継承する資格を喪失する」。また、先にも触れた王位継承法の第七条は、王位継承資格者のうち皇太子あるいは第一王女が外国旅行を行う場合の条件に関して、「第一王位継承資格者は、国王の了解と同意なしに、外国旅行を行ってはならない」と規定する。だが、同条によれば、皇太子あるいは第一王女がこれに違反したとしても、ただちにその王位継承資格剥奪の措置がとられることはない。

王位継承法では、このように王位継承資格者の資格要件を明らかしているが、国王（あるいは、女王）自身の資格要件に関しては格別に明記していない。だが、憲法によれば、

国王（あるいは、女王）が国教であるルター派福音教会の教義を奉じていることを、その唯一の資格要件として挙げることができる。一九七四年憲法の経過規定第一四号が、「この憲法によって、一八〇九年憲法第二条により適用されてきたことには何ら変更がなされるものではない」と規定しているため、旧憲法第二条における「国王は、つねに永遠のアウグスブルグ信仰告白書並びに一五九三年のウプサラ宗教会議の決議において採択され、宣言された純福音教会派教義を信仰しなければならない」という国教規定は、現行の一九七四年憲法下においても依然として効力を持つのである⁽⁴⁹⁾。

これとは別に、一九七四年憲法では、第五章第二条第一項において、「スウェーデン国民(svensk medborgare)であって、二五歳に達した者のみが、国家元首として職務を遂行することができる。国家元首は、同時に政府の大臣となり、または、国会議長もしくは国会議員として職務を行うことはできない」と規定して、国家元首の資格要件を提示している。すなわち、国王（あるいは、女王）またはこれに代わり摂政(riksföreståndare)に就位した者が、国家元首職に就任するには、少なくとも、①スウェーデン国民であること、②満二五歳に達していること、③国務大臣、国会議長あるいは国会議員との兼職禁止、という三つの条件を満たしていかなければならない⁽⁵⁰⁾。

したがって、たとえば、王位継承法における王位継承資格者の資格要件を充足して王位継承した者は、国王（あるいは、女王）の地位に就くことはできるが、もし二五歳未満であれば、憲法の規定により、国家元首職には就任することはできないことになろう⁽⁵¹⁾。

8. 残された課題

これまでに、現行の王位継承法の考察を通じて、スウェーデンにおける王位世襲制の憲法制度的特色を明らかにした。

スウェーデンの王位継承制においては、わが国の新旧皇室典範およびヨーロッパ君主制諸国の憲法や王位継承法と同様に、今日でも、なお、「長子相続制の原則」および「直系制の原則」が維持されており、それらの原則は王位世襲制の中核を形成する。そして、女子王位継承制、それも「女系同等王位継承制」を採用したのは、わが国の女帝（女性天皇）をめぐる憲法論議⁽⁵²⁾においてしばしば主張されているように、憲法上の平等原則による要請ではなく、男子の王位継承資格者が不在という事態を補完するという目的を持つ点で、むしろ王位世襲制を補強するための試みであった。もっとも、一方では、王位継承資格者には信仰・養育、結婚、外国の統治者への就任に関する資格要件を課すことによって、

王位世襲制の内容に一定の制約が加えられている。

先にすでに述べたように、憲法政治史的に見るならば、スウェーデン君主制の特質は、世襲君主制の原理によって一元的に形成されて来たわけではなく、世襲君主制の原理と選挙君主制の原理という二つの相異なる要因により形成されて来た。それでは、伝統的な選挙君主制の原理は、現行のスウェーデン君主制憲法体制にどのような影響を及ぼしているのであろうか。また、その原理は、どのような形態をとって定着しているのであろうか。

こうした視点からスウェーデン君主制の本質を理解するためには、王位世襲制を定める王位継承法の構造を解明するだけでなく、さらに一九七四年憲法が定める摂政制度、国王退位の制度、王家断絶の際にともなう措置などの諸点にも考察を加えることが不可欠となるだろう。今後の課題として残しておきたい。

注

- (1) 中世ヨーロッパ諸国における選挙君主制の盛衰については、下津清太郎『君主制』(岩崎書店、昭和四三年) 六二一七五頁。

なお、ヨーロッパ中世における選挙君主制の思想的起源をどこに求めるかについては論議がある。ヨーロッパ中世史家の鯨田豊之教授によれば、中世のフランク王国では国王選出に際して、血統原理と選挙原理とが拮抗関係にあったが、九世紀以降になると、ローマ・カトリック教会が選挙原理を強力に支持し始めたために、「当時の国王選挙は全員一致によって行なわれたので、全員一致の決定のなかには神の意思が啓示される」とする教会の立場が、選挙君主制の思想的根拠となつたと見る(『ヨーロッパ中世』[河出書房新社、昭和六四年] 一三三一一五六頁)。同様に、世俗の国王選出における血統原理に対する選挙原理の優越性、さらには、ローマ・カトリック教会の選挙原理への“偏愛”を指摘するものとしては、オットー・ヒンツェ(成瀬治訳)「代議制の世界史的諸条件」(1931)『身分制議会の起源と発展』(創文社、昭和五〇年) 77頁および87頁。

一方、ローマ法学者の船田享二教授によれば、選挙君主制の起源は、さらに溯り、古代以来のゲルマン人の法思想に求められるとして、次のように説く。「(ゲルマン人の社会においては)集団に関するあらゆる事項は、かかる成員の総意によって決定処理される。或る集団にあっては、その指揮者として中心として王が現れた。王は貴族すなわちその祖先が神から授かると信ぜられる氏族の中から選ばれ、氏族と神の中間に立って両者を媒介すると考えられたけれども、その地位は、王自身の力によるものでも神の力によるものでもなく、集団全部の選挙によるものである。したがって、集団は、選出した王がその地位に適せぬと判断するときは、これを廢して他のものを選出すべく、また、他の集団との戦闘等のばあいには、かかる王が軍の指揮者として適當でないときは、その目的のために他の指揮者を選出する。」(『法思想史(全訂版)』[勁草書房、昭和五五年] 一七六頁)

- (2) Håkan Strömberg, Sveriges författning, Lund, 1986, Elfte uppl, s.44.
 (3) Thomas K. Derry, A History of Scandinavia, University of Minnesota Press, Minneapolis, 1979, p.24.
 (4) R. Svanström, C. F. Palmstierna, A Short History of Sweden, Oxford, 1934 (Reprinted in 1975), p.23.
 (5) Ingvar Andersson, Schwedishe Geschichte—Von den Anfängen bis zur Gegenwart, München,

- 1950, S.66.
- (6) Herman Schück, Sweden's Early Parliamentary Institutions from the Thirteenth Century to 1611, Michael F. Metcalf(ed.), *The Riksdag : A History of the Swedish Parliament*, The Swedish Riksdag/The Bank of Sweden Tercentenary Foundation, Stockholm, Martin's Press, New York, 1987, p.12.
- (7) Herman Schück, *ibid*, p.13
- (8) Ingvar Andersson, a.a.O, SS.77-78.
- (9) Herman Schück, *Early Swedish Representation : Instrument or Opponent of the Goverment?*, *Parliament, Estates and Representation*, Vol.8, No.1, 1988, London, p.24.
- (10) Nils Herlitz, *Sweden : A Modern Democracy on Ancient Foundation*, Minneapolis, 1939, pp. 3-4. イギリスにおける中世以来の「法の支配」の成立と発展については、伊藤正己『法の支配』(復刻版) (有斐閣, 昭和六一年) 一六頁以下。同「英米法における基本的人権の本質」比較法学会編『比較法研究』第五号 (昭和二七年) 二頁以下。小林昭三「英國憲法に生きる中世風」憲法学会編『憲法研究』第三五号 (平成一五年) 一七頁以下。
- (11) Michael Roberts, *The Early Vasas—History of Sweden 1523-1611*, Cambridge University Press, Cambridge, 1968, pp.138-144. 角田文衛編『北欧史』(山川出版社, 昭和三九年) 七一一七二頁。
- (12) 百瀬宏『北欧現代史』(山川出版社, 一九八〇年) 四一頁。
- (13) Michael Roberts, *ibid*, pp.343-344.
- (14) Michael Roberts, *The Age of Liberty—Sweden 1719-1772*, Cambridge University Press, Cambridge, 1986, p.2. 中世のイギリスでは、ノルマン王朝の時代に、国王ヘンリー一世(在位一一〇〇一一三五)が、戴冠式の際、諸侯とアングロ・サクソン住民を前にして宣誓を行い、それを成文化した文書を「戴冠憲章 (Coronation Charter)」として公布していることが憲政史上の画期的な出来事として注目される。その主な内容は、国王が法の下にあることを確認し、また、国王は王国の悪しき慣習を廃止し、過去の古き良き法であるエドワード懺悔王(在位一〇四三一一〇六六)の法を復活することを保証するものであった。このヘンリー一世の「戴冠憲章」は、後のプランタジネット朝(一一五四一一三九九)の国王達に引き継がれ、さらには、一二一五年のマグナ・カルタの重要な原型となつた。F. W. Maitland, *The Constitutional History of England*, Cambridge University Press, 1908 (Reprinted 1974), pp.7-9, pp.159-160. 小山貞夫訳『イングランド憲法史』(創文社, 昭和五六六年) 一一一四頁および二一三一二一四頁。児玉誠『イギリス憲法の研究』(御茶の水書房, 昭和六三年) 三一四頁参照。
- (15) Nils Herlitz, *ibid*, p.4. ヘルリツによれば、この時期における一連の「即位特許状」が近代憲法と著しい類似性を持つことを指摘して、その憲法史的意義をマグナ・カルタと近代立憲主義とを繋ぐ「連結点 (link)」という役割に求めている。
- (16) Elis Håstad, *Introduction, The Constitution of Sweden*, translated by Sarah V. Thorelli, Stockholm, 1954, p.8.
- (17) Elis Håstad, *ibid*, p.8.
- (18) 一八〇九年のスウェーデン立憲君主制憲法の成立経過およびその背景については、拙稿「スウェーデン一九七四年憲法成立の由来」法と秩序研究会編『法と秩序』第一九巻第四号 (平成元年七月) 四二頁以下参照。
- (19) 百瀬宏『前掲書』七八頁。
- (20) 本間晴樹「一八〇九年革命とスウェーデン王権」歴史学研究会編『歴史学研究』第六二六号 [増刊号] (青木書店, 一九九一年) 一七四頁。
- (21) Sten Carlsson, *From Four Estates to Two Chambers : The Riksdag in a Period of Transition 1809-1921*, Michael E Metcalf(ed.), *ibid*, s.178.
- (22) Ragnar Svanström/Carl F.Palmstierna, *A short history of Sweden*, Clarendon Press, Oxford, 1934 (Reprinted in 1975 by Greenwood Press), p.323.

- (23) Ragnar Svanström/Carl F.Palmstierna, *ibid*, pp.323-324.
- (24) Ragnar Svanström/Carl F.Palmstierna, *ibid*, p.324.
- (25) Erik Holmberg/Nils Stjernquist, *Grundlagarna med tillhörande författningar*, 1980, Norstedt & Söners förlag, Stockholm, 1980, s.795.
- (26) Erik Holmberg/Nils Stjernquist, *ibid*, s.794.
- (27) 一九七四年スウェーデン憲法の成立経緯については、拙稿「スウェーデン一九七四年憲法の成立経過—憲法審議会（一九五四一六三）の役割を中心にして—」『早稲田政治公法研究』第三二号（平成二年十月）一五頁。
- (28) Erik Holmberg/Nils Stjernquist, *ibid*, s.788. 一八〇九年憲法では、王家断絶の事態に至った場合、新王家を選出する権限は国会が保持していることを次のように定める。「不幸にして、王位継承権を有する全王族の男系が絶えた場合には、国務院は、国会が集会して新しい王朝を選出し、選出された国王が統治を行うまで、第三九条の定める権限を持って統治する。……」(第四二条第一項)。「不幸にして、王位継承権を有する王朝の男系が絶えたときは、国務院は、最後の国王の死後、前条に定める期間内に、国会を召集し、国会は新しい王家を選出する。……」(第九四条)
- (29) Erik Holmberg/Nils Stjernquist, *ibid*, s.788.
- (30) Sverker Ekholm/Lene Runström, *Statsskicket i Sverige*, Lund, 1981, Femte uppl, s.16.
- (31) H. Walter, *Die allgemeine Verfassungsrevision in Schweden und die Grundgesetz änderungen von 1965*, Zeitschrift für Ausländisches öffentliches Recht und völkerrecht, Bd.26, W. Kohlhamer GmbH, Stuttgart, 1968, S.66.
- (32) Sverker Ekholm/Lene Runström, *ibid*, s.16.
- (33) Erik Holmberg/Nils Stjernquist, *ibid*, s.788.
- (34) Erik Holmberg/Nils Stjernquist, *ibid*, s.788.
- (35) 田口省吾『ヨーロッパの王室』（世界の動き社、平成五年）九一頁および九六頁。
- (36) Ben Albert Arneson, *The Democratic Monarchies of Scandinavia*, Van Nostrand Company, New York, 1939 (Reprinted in 1975 by Greenwood Press), pp.50-51.
- (37) Erik Holmberg/Nils Stjernquist, *ibid*, s.787.
- (38) Erik Holmberg/Nils Stjernquist, *ibid*, s.787.
- (39) Erik Holmberg/Nils Stjernquist, *ibid*, s.787.
- (40) Erik Holmberg/Nils Stjernquist, *ibid*, s.189
- (41) Håkan Strömberg, *ibid*, s.45.
- (42) Erik Holmberg/Nils Stjernquist, *ibid*, s.797.
- (43) Erik Holmberg/Nils Stjernquist, *ibid*, s.789.
- (44) Erik Holmberg/Nils Stjernquist, *ibid*, s.789.
- (45) Erik Holmberg/Nils Stjernquist, *ibid*, s.189.
- (46) 前田光夫「国家と宗教」芦部信喜編『憲法の基本問題 [別冊法学教室]』（有斐閣、昭和六三年）二〇七頁。
- (47) Erik Holmberg/Nils Stjernquist, *ibid*, s.793.
- (48) Erik Holmberg/Nils Stjernquist, *ibid*, s.794.
- (49) Håkan Strömberg, *ibid*, s.45.
- (50) Erik Holmberg/Nils Stjernquist, *ibid*, s.191.
- (51) Håkan Strömberg, *ibid*, ss.45-46.
- (52) 日本国憲法下での女帝（女性天皇）制論議を整理・検討したものとして、野中俊彦「天皇制と男女平等原則」佐藤幸治・中村睦男・野中俊彦編著『ファンダメンタル憲法』（有斐閣、平成六年）一六頁以下。わが国でも、昭和六〇（一九八五）年六月に日本政府が「女子差別撤廃条約」に批准したことがあつた契機となり、女帝（女性天皇）制導入の是非をめぐる論議が憲法問題として再燃している。こうした憲法論議の特徴として、憲法第一四条第一項の男女平等原則を根拠として、男系男子のみに

皇位継承権を認めた皇室典範第一条の合憲性が争点となるのが通例である。しかし、通説において主張されているように、そもそも世襲天皇制自体が憲法によって認められた平等原則の主要な例外をなすものである。皇位継承制度のうちに女系主義の原則をどこまで具体化するかという問題は、現行の皇室典範が男系主義の原則と並んで皇位継承原則として掲げている直系主義および長系（長子優先）主義（典範第二条第三項）の観点も併せて総合的に論じられるべきであろう。

[追記]

スウェーデン憲法における王位継承制の問題については、筆者はすでに以下に掲げる論考において考察している。本稿は、最近のわが国における女性天皇制導入問題をめぐる議論をも視野に入れて、現代民主主義国家における王位（あるいは、皇位）継承制の在り方に再検討を加えたものであるが、内容と構成の点で、これらの既出論文と重複する部分があることをお断わりしておく。

- ・拙稿「スウェーデンにおける王位継承法—王位世襲制の歴史的展開と解釈—」（『名古屋芸術大学研究紀要』第一六巻〔平成七年三月〕五一頁以下）
- ・拙稿「スウェーデン憲法にみられる人権保障—1974年憲法における基本権規定の創設とその特徴—」（バルト＝スカンディナヴィア研究会編『北欧史研究』第九号〔平成三年一二月〕一頁以下）